

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、海上自衛隊呉地方総監部新青山南宿舎（仮称）整備事業及び新青山中央宿舎（仮称）整備事業を同条に規定する特定事業として選定するに当たって、同法第11条第1項の規定する客観的な評価を行ったので、同項の規定により別紙のとおりその結果を公表します。

令和7年8月27日

防衛大臣 中谷 元